

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第2回総会 議事録

■日時 令和元年5月17日（金）午前10時00分～午後0時20分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、町田第一部会長、平手第二部会長、池邊委員、池本委員、日下委員、小堀委員、齋藤委員、坂本委員、佐々木委員、堤委員、寺島委員、宮越委員、森川委員、義江委員

■議事内容

1 答申

(1) 「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、騒音・振動の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

(2) 「東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに騒音・振動及び廃棄物に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	・ (仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業	平成 31 年 4 月 15 日
2 事後調査報告書	・ 浜松町駅西口周辺開発計画 (工事の施行中 その4)	平成 31 年 4 月 26 日
	・ わらべや日洋株式会社 (仮称) 新村山工場 建設事業	平成 31 年 4 月 18 日
3 変 更 届	・ 大手町一丁目 2 地区開発事業	平成 31 年 4 月 26 日
	・ (仮称) 南町田計画	令和元年 5 月 7 日

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第2回総会
速 記 録

令和元年5月17日（金）

都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 21

午前 10 時 00 分 開会

○森本アセスメント担当課長 おはようございます。定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中御出席を賜り、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 14 名の御出席をいただいております。定足数を満たしてございます。

それでは、令和元年度第 2 回総会の開催をお願いいたします。

本日は傍聴の申し出がございましたので、よろしくをお願いいたします。

○柳会長 わかりました。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がおられますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第 6 条第 3 項の規定により、会場の都合から傍聴人の数を 30 名程度といたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳会長 傍聴の方は、傍聴を希望される案件が終了次第、退室されて結構です。

ただいまから令和元年度東京都環境影響評価審議会第 2 回総会を開催します。

それでは、本日の会議は、次第にありますように、答申 2 件及び受理報告を受けることといたします。

○柳会長 最初に「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、第一部会で審議していただきましたので、その結果について、町田第一部会長から報告を受けることといたします。よろしくをお願いいたします。

○町田第一部会長 報告いたします。それでは、まず資料 1 をご覧いただきたいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。お手元の資料 1 の 1 ページでございます。

令和元年 5 月 17 日

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 町 田 信 夫

「西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

2 ページになります。

第1 審議経過

本審議会では、平成 31 年 2 月 22 日に「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

3 ページでございます。

第2 審議結果

【騒音・振動】

- 1 本事業は事業予定期間が 15 年という長期にわたり、また、一部で夜間工事も予定されていることから、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、予測・評価を行うこと。
- 2 工事の完了後の鉄道騒音について、本事業区間周辺には中高層の住宅等が存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うこと。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区市長の意見並びに今後の事業計画

の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上でございます。

○町田第一部長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本調査計画書は、平成 31 年 2 月 22 日に当審議会に諮問されまして、第一部に付託されました。

本事業は、西武鉄道新宿線の井荻駅から西武柳沢駅間の約 5.1km を高架化等により道路と鉄道を連続的に立体交差化するものであり、対象事業の種類は「鉄道の改良」でございます。

次に答申案の内容について御説明いたします。

【騒音・振動】の意見ですが、工事の完了後の鉄道騒音について、本事業区間周辺には中高層の住宅等が存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うことを求めるものなど 2 件でございます。

本調査計画書に対しましては、都民から 10 件の意見書の提出がありました。また、周知地域区市長である杉並区長、練馬区長及び西東京市長から意見が提出されております。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、ここに指摘する事項に留意して評価書案を作成するよう求める次第でございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について何か御意見等ございますでしょうか。

特に御意見がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

事務局で答申書の「かがみ」を配布してください。

(「かがみ」を配布)

○柳会長 答申書を読み上げてください。

○宮田アセスメント担当課長 それでは読み上げます。

31 都環審第 8 号

令和元年 5 月 17 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」

環境影響評価調査計画書について答申

平成 31 年 2 月 22 日付、30 環総政第 773 号 諮問第 492 号で諮問があったことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については先ほどと同じ内容です。

以上でございます。

○柳会長 それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

○柳会長 次に、「東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましても、第一部会で審議していただきましたので、その結果について、町田第一部会長から報告を受けることといたします。よろしくお願いいたします。

○町田第一部会長 承知しました。

それでは、資料 2 をご覧いただきたいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○森本アセスメント担当課長 はい、承知いたしました。それでは、案文を読み上げさせていただきます。

令和元年 5 月 17 日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 町田 信夫

「東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙は、右の5ページから7ページまででございます。5ページをお願いいたします。

「東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業」に係る
環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、平成30年12月21日に「東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は7ページでございます。7ページに記載のとおり、都民の意見を聴く会は、都民からの公述の申し出がなかったため開催されませんでした。

5ページにお戻りください。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

- 1 本事業は工事が長期間にわたる上、予測結果が勧告基準と同値又はわずかに下回る工種があること。また、夜間にも工事が実施されることから、周辺住民に対して工事内容を十分に説明するとともに、環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動の影響を低減するよう努めること。
- 2 仮線区間の列車の走行に伴う鉄道振動について、予測結果が現況値を上回ることから、環境保全のための措置を徹底し、鉄道振動の一層の低減に努めること。
- 3 工事の完了後の列車の走行に伴う鉄道騒音について、高さ方向の予測結果が一部現況値を上回ることから、環境保全のための措置を徹底し、鉄道騒音の一層の低減に努めること。

【廃棄物】

既存構造物の解体撤去及び建設工事に伴い、プラスチック、ガラス、ケーブル、建設混合廃棄物等の発生も考えられるとしているが、その排出量等が示されていないことから、これらの廃棄物についても、排出量、再利用・再資源化率等を予測・評価すること。

以上でございます。

○町田第一部長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本評価書案は、平成 30 年 12 月 21 日に当審議会に諮問され、第一部に付託されました。

本事業は、東上本線の大山駅付近約 1.6km の区間を高架化により、連続立体交差化するものであり、対象事業の種類は鉄道の改良でございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

先ほど申し上げましたように、平成 30 年 12 月 21 日に当審議会に諮問され、第一部に付託されましたけれども、それ以降、現地調査及び部会における 2 回の審議を行い、ただいま朗読していただきましたような答申案文として取りまとめることいたしました。

本評価書案に対しましては、都民から 229 件の意見書の提出がありました。また、関係区長である板橋区長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会につきましては、都民からの公述の申し出がなかったため、開

催されませんでした。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますけれども、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

まず、騒音・振動の意見ですが、本事業は長期間にわたる上、予測値が勧告基準と同値またはわずかに下回る程度の工種があることなどから、周辺住民に工事内容を十分に説明するとともに、環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動の影響の低減に努めることを求めるものなど3件でございます。

次に、廃棄物の意見ですが、既存構造物の解体撤去及び建設工事に伴い、プラスチック等の発生も考えられるとしておりますが、その排出量等が示されていないことから、これらの廃棄物についても、排出量等を予測・評価することを求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、何か御意見等ございますでしょうか。

○義江委員 日影については、一応法令と技術指針に沿って予測・評価されているということで、この審議結果の中には含めていないのですけれども、大山駅の周辺は商業地域となっておりまして、ここは関係法令による日影の規制なしということで、日影線が一切引いてないのですけれども、この商業地域の中に実際住んでおられる住民の方もたくさんおられて、日影がどうなるのだろうかとか心配されている方もたくさんおられると思いますし、法令の規制を満足していればいいということではなくて、環境アセスの趣旨は法令の規制以上にいい環境を実現するということだと思しますので、この辺、配慮していただきたいというふうに思います。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

事務局、何かありますでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 貴重な御指摘をありがとうございます。今、義江委員から御指摘いただきました2点、住民の方の中にも日影がどうなるか心配の方もいらっしゃるのので、

わかりやすいものに。それから法令さえ満足すればよいというわけではなくという、その 2 点の趣旨につきましては事業者のほうに伝えまして、次の評価書に向けて調整を進めてまいりたいと存じます。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 景観のところなのですが、評価書案の 153 ページにあるかと思いますが、立体交差事業ということですが、図の仲町架道橋ですかね、これは既に今立体交差になっていて、立体交差の事業にこれを入れるという意図、それからここが将来、現在の周辺の建物と調和した都市的景観になるということが書いてあるのですが、ここで「都市的景観」というのは一体どういうものを求めているのか。これを見ますと、現在は盛土で緑でありますよね。それが立体化するのではなくて、この緑が失われてコンクリートの構造になると思うのですが、それ以外のところは確かに駅前とか都市的な煩雑な感じがシンプルになるというのがあると思うのですが、緑がなくなること、言い方を変えると都市的景観で緑が失われてもいいのだという論理にもなると思うのですね。ですから、こういう表現は避けていただくのがいいのかなと思っています。

緑というのは、アセス自体が項目別評価になっていますので、総合的な緑の評価というのは実はアセスではされないというのが私の日ごろからの考えで、この件も、日照は例えば 1 時間ぐらい減ると。それは余り影響がない。ところが緑の観点で考えますと、10%減ることも結構大きな意味がある。それからこういう案件も、都市的景観が形成されていいのだというように、実際に今あるのを見ますと緑が失われているということで、斜面地の緑というのは結構生き物にとっては重要で、特に線路際というのは線状につながった緑なのです。ですから例えば東京都や、あるいはこの関連した区でも緑に関する条例があると思うのです。そういうものも配慮するような、そういうことを考えていかないと、都市的景観は善であって、緑は失われてもいいのだというような、暗にそういう表現に聞こえるのは、私の専門からすると不本意な思いがあります。

○柳会長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 貴重な御意見をありがとうございます。153 ページの「都市的景観になるものと予測される。」という記載と、実際の現況から将来への変化というところで、小堀委員から、斜面の緑が失われることについて、「都市的景観」の記載はいかがかとい

う御指摘をいただきました。これについては、次の評価書に向けて、読まれる住民の方などにとって誤解のない形となるよう、今いただいた意見の趣旨については事業者に伝えまして、書きぶりについても事業者と調整を進めていきたいと存じます。

○柳会長 池邊委員、どうぞ。

○池邊委員 私も今の小堀委員の御意見に賛成なのですが、この緑の緑地の部分は生物の生態回廊というだけでなく、今東京が抱えているいわゆる炎天下の気温の問題。ここに土がこれだけあって、この長い路線の間に土があって、そこに水が浸るということが、ある意味、風の道としても機能している部分も非常にあると思います。それが、152 ページにあるような高架になったり、あるいは153 ページのようなコンクリートで遮蔽されたものになりますと、コンクリートそのものが熱を帯びると温度も上げますし、逆に、雨が降ると、蒸発とともに湿気を及ぼすことになりしますので、そのあたりも考慮の上、景観面と生物面だけではなく気温上昇という意味でも今後の御指導の面では、どこもがこういう形になることを避けていただきたいと思っております。

既にJR、京王、小田急は、それぞれが高架下での利用を進めていまして、JRは、JRのお金を投じてコミュニティーガーデンなどを高架にしたところにつくるというようなこともやっておりますので、代替機能といいますか、そういう部分も含めて気温低下にも寄与するような配慮をお願いしたいと思っております。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは事務局、いかがでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 生物、それから緑という観点からだけでなく、気温の低下に寄与するよう配慮をという貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。今いただいた御意見については、事業者にしっかりと伝えてまいりたいと存じます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

ほかに御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○柳会長 ありがとうございます。

それではそのようにさせていただきます。事務局で答申書の「かがみ」を配布してください。

(「かがみ」を配布)

○柳会長 答申書を読み上げてください。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。読み上げさせていただきます。

31 都環審第 9 号

令和元年 5 月 17 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業」

環境影響評価書案について答申

平成 30 年 12 月 21 日付、30 環総政第 583 号 諮問第 490 号で諮問があったことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については先ほどと同じ内容でございます。

以上でございます。

○柳会長 それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

○柳会長 次に受理関係について事務局から報告をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。受理関係について御報告いたします。お手元の資料 3、8 ページをご覧ください。

受理報告は、環境影響評価調査計画書が 1 件、事後調査報告書が 2 件、変更届が 1 件を受理してございます。

それでは、受理報告につきまして担当から説明させていただきます。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、環境影響評価調査計画書「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」につきまして説明させていただきます。お手元の緑色の冊子をご覧くださいと思います。

めくっていただきまして、1 ページをご覧くださいと思います。

まず、事業者ですけれども、三井不動産株式会社となります。

2 対象事業の種類は高層建築物の新築、自動車駐車場の設置となります。

3 対象事業の内容の概略ですが、東京都港区北青山一丁目、北青山二丁目、新宿区霞ヶ丘町の各一部に位置する計画地面積約 17 万 4,000 m²の土地に、スポーツ施設、オフィス、商業、宿泊施設、駐車場等を主要な用途とする建築物を計画するものとなっております。

2 ページをおめぐりください。事業の目的になります。こちらは中段から下になりますけれども、平成 30 年 4 月に、東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり検討会を設置し、まちづくりの方向性や公園まちづくり制度の活用要件等について検討を行った結果、平成 30 年 11 月に「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」を策定した。本事業は明治神宮外苑のスポーツ拠点としてのブランドを次世代につなげるべく、既存のスポーツ施設の役割を尊重しつつ、時代の変化に合わせたスポーツ施設の更新と新たなアクティビティの場を形成し、一体的にスポーツとの親和性が高い地区の形成を図る。また、土地の高度利用化を促進し業務・商業等の都市機能の導入、魅力のある複合市街地を実現することを目的としてございます。

7 ページまでお進みください。事業の基本計画です。1 枚めくっていただいて 8 ページをご覧くださいと思います。計画地の北側にラグビー場棟、中央に複合棟 A、複合棟 B、ホテル棟、野球場棟及び球場併設ホテル棟、南側に事務所棟、東側に並木東棟を設置する計画でございます。

主要な用途は、ラグビー場棟、複合棟 A はオフィス及び商業、複合棟 B は宿泊施設及びスポーツ関連施設、ホテル棟は宿泊施設、野球場棟及び球場併設ホテル棟は野球場、宿泊施設、商業、事務所棟はオフィス及び商業、並木東棟は商業等として計画してございます。また、計画地の中央に広場を設置するとともに、計画地内にある新宿区道の一部をつけかえる計画となっております。

7 ページに戻っていただきたいと思います。建築計画です。計画建築物の概要は表 4.2-1 に示すとおりとなっております。計画地面積は約 17 万 4,000 m²、延床面積は約 53 万 1,000 m²、最高の高さは約 190m となっております。

12 ページにお進みください。発生集中交通量及び自動車動線計画です。工事の完了後に入りする自動車の発生集中交通量は 1 日当たり約 4,600 台と想定しております。想定される関連車両の主な走行ルートは 13 ページの図 4.2-5 に示すとおりで、特例都道四谷角筈線、一般国道 246 号（青山通り）、特別区道第 1044 号線（スタジアム通り）等を利用して計画建築物に出入りする計画となっております。

駐車場計画です。駐車場の台数は附置義務台数以上を基準とし、約 1,160 台を確保する計

画となっております。

歩行者動線計画ですけれども、14 ページに図があります。計画地の西側を南北に走る青山通りから新国立競技場まで人々をつなぐスタジアム通りには、都会的で活気のある歩行者ネットワークを形成し、周辺市街地と当地区を結ぶ玄関口の役割を果たす計画でございます。

青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館をつなぐ動線として、神宮外苑いちょう並木の本来の象徴性を保全するとともに、観光商業や公共空間を活用したオープンカフェやイベント等により、明治神宮外苑の玄関口としてふさわしい活気にあふれた歩行者動線を形成するとしております。

また 12 ページにお戻りください。熱源についても触れておきたいと思っております。熱源計画です。熱源設備としては、中央熱源及び個別熱源を整備する計画としてございます。

では、15 ページをお開きください。廃棄物処理です。建設工事に伴い発生する建設廃棄物及び建設発生土は、関係法令に基づき、再生利用可能な廃棄物及び掘削土砂については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切に処理を行うこととしてございます。

工事の完了後に発生する一般廃棄物及び飲食店等から発生する産業廃棄物については、関係者への啓蒙活動により、その排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとしてございます。

緑化計画です。新宿御苑から赤坂御用地へと連続する骨格的なまとまりのあるみどりを維持・保全するとともに、スポーツ施設の周辺には、多種多様な活動を促す開放的な広場空間を整備し、人溜まり空間の確保にも配慮したものとすることでございます。

16 ページにお進みください。施工計画です。全体の工事期間は 2021 年度から 2030 年度を予定しており、段階的に供用・使用を開始する予定でございます。

ラグビー場及び野球場の連鎖建てかえのイメージについては、このページの下にある図に示すとおりです。まず、現況図がありまして、一番上にあります神宮第二球場にラグビー場棟をつくります。その後、秩父宮ラグビー場の跡地に神宮球場をつくりまして、神宮球場の跡地を広場にすると、こういう大まかな流れになってございます。

17 ページにお進みください。工事に使用する建設機械は、中段にあります表 4.2-3 に示すとおりとなっております。

工事用車両の走行ルートですけれども、こちらについては 18 ページをご覧ください。工事用車両の出入口はスタジアム通り、青山通り、特例都道四谷角筈線からの出入りを想定して

ございます。

進んでいただきまして、102 ページまでお進みください。環境影響評価項目でございます。選定した項目は大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合いの活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの14項目となっております。

右の103 ページ、表7.1-1をご覧ください。採用した環境影響の予測評価を行う項目と、工事の施行中と工事の完了後で、どの段階で、どういうものを予測するかについて整理してございます。

106 ページにお進みください。選定しなかった項目及びその理由を示してございます。まず悪臭ですけれども、工事の施行中において悪臭を発生させるような工事は行わない。また工事の完了後の建物の用途はスポーツ施設、オフィス、商業、宿泊施設、駐車場等であり、排水槽等の設置に当たっては、関係法令に基づき設置・維持管理を行うことから、周辺地域住民の日常生活に支障を及ぼすような悪臭を発生させるおそれがないということで、予測評価項目として選定してございません。

水質汚濁です。工事の施行中において発生する濁水等の排水は沈砂槽等により適切に処理し下水排水基準以下で公共下水道へ放流する。また、工事の完了後の雨水及び生活排水は下水排除基準以下で公共下水道へ排水するため、公共用水域及び地下水の水質等に影響を及ぼすおそれはないということで、予測評価項目として選定してございません。

地形・地質です。計画地には、学術上、景観上配慮しなければならない特異な地形・地質はない。また、計画地内は、地盤の高低差はわずかであり、地形・地質に及ぼす影響は小さいものと考えているということで、予測評価項目として選定してございません。

説明は以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について何か御質問等ございますでしょうか。

○佐々木委員 15 ページですけれども、廃棄物処理のところの段落の2つ目に石綿含有材料云々ということが書いてございまして、「大気汚染防止法」等々に基づいて適切に廃棄物のほうは処理するというようになっておりますけれども、万一アスベスト等が使われていた場合には、その剥離等のときに発生する大気汚染そのものについても、もしも発見されたときには適切にさせていただいて、周辺に飛散しない等の配慮をお願いできればと考えています。

○柳会長 事務局、いかがでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 先生の趣旨をお伝えしたいと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。池邊委員、どうぞ。

○池邊委員 この案件は、いちょう並木のところは都道ということですが、既に皆さん御存じかもしれませんが、SNS 等でかなり炎上している案件でございます。皆さん、このいちょう並木がなくなってしまうのではないかとということで、この計画ではそうではないということになっておりますし、港区での景観の特別地区にも指定されているということで残すということには一応なっております。ただ、懸念しますのは、非常に近接したところに、特に並木の反対側のほうにも、野球場ではないほうにも商業棟ができるということで、あと野球場のほうは地下にも、今はないような埋設施設が多分かなり深く、野球場をきちんと維持して耐震の建物としてするために入っていくものと思われまます。今ある並木の根茎といいますのが、多分結構横に伸びていたりということがございますので、先ほどいわゆる土壌というか地質という部分には、いわゆる地質の中に汚染物質が入っていると、そういう面での調査の必要性はないと思うのですが、いちょう並木の根茎をかなり切っていくというようなことになるやもしれませんので、このあたりについては事前に、どういう形になっているかというものを十分考慮して、この構造物を入れる位置といいますか、そのあたりが、多分、根茎に配慮すれば、あと 10cm、15cm 下がったら、それなりに維持できるというふうになるかどうか。皆さん御存じのように、去年は東京や大阪も結構台風の影響で倒木がかなりありました。この工事を行うと風の道が多分、バレーというような形になってしまうと思うのですね。野球場がぎりぎりまで建ってきますので。そうすると、そこから絵画館に向けて 246 からの風が非常に細かい間を吹き抜けることにもなるやもしれませんので、この並木がこの工事の影響で、その後の台風で何本も倒れてしまって、都民としては象徴的な存在である並木道が失われることのないように配慮していただきたいと思っております。

○柳会長 事務局、いかがでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 御意見ありがとうございます。いちょう並木については保全する重要なものということで、今、こちらにつくられている図書の中にもその辺は書かれておりますが、その辺、再度さらに徹底してもらおう。根茎という根の部分につきましても、しっかりと対応すると。その必要性について事業者にお伝えしたいと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。池本委員、どうぞ。

○池本委員 廃棄物の観点からなのですが、今回の事業は段階的に整備を行っていく事業ということになりますので、使いながら工事をしていくのかなと考えます。したがって、

それによって仮設などでも一体的に行うときよりは、いろいろなものが出てくるのかなと思いますので、そういった段階的なものを考慮したような予測・評価を行っていただきたいと思います。

廃棄物の観点もありますし、あとは、使いながらということなので利用状況と環境保全とのバランスがあると思いますので、そういった観点で予測していただけるといいのかなと思います。

○柳会長 事務局、いかがでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 今回、今後10年にわたる長期な工事で、順次建てかえを行うという形になってございます。御指摘の仮設等も想定されるということで、そちらについても廃棄物が見込まれるものについては予測評価するというところで事業者にお伝えしたいと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、引き続き受領報告で事後調査報告書2件、それ以降の変更届1件、その3件について説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 お手元の配布資料の9ページをご覧くださいと思います。事業名「浜松町駅西口周辺開発計画」の事後調査報告書となります。

それでは、こちらについてはお手元にホチキスどめの資料をお配りしておりますので、ご覧くださいと思います。ホチキスどめの資料を使いまして、この事業の概要、規模等について説明します。

3 ページをお開きください。計画地の位置図になります。計画地は港区浜松町二丁目、敷地面積は約2万8,800㎡、延床面積は約38万8,000㎡となっております。

5 ページにお進みください。上に全体図があります。そこに断面図A-A'とありますけれども、A-A'断面の立面図となっております。最高の高さは約200m。主要用途はバスターミナル、事務所、店舗、駅舎となっております。

工事予定期間は2013年度から2027年度となっております。

今回の事後調査の区分ですけれども、工事施行中その4となっております、A-3とありますけれども、A-3工区及びB街区となります。

それでは、今日配布資料の9ページにお戻りいただきたいと思います。では、調査結果の内容を説明します。

大気汚染（建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）です。二酸化窒素の期

間（7日間）平均値は、予測結果を下回っております。日平均値の最大値は予測結果を下回り、参考比較の環境基準を満足しております。

浮遊粒子状物質の期間（7日間）平均値は、予測結果を下回っております。日平均値の最大値は、予測結果及び参考比較の環境基準を下回っております。

騒音・振動です。(1)建設機械の稼働に伴う建設作業騒音。騒音レベル(L_{A5})の事後調査結果は、A-3工区山留工事で予測結果と同程度であったが、A-3工区土工事で予測結果を上回った。またB街区外構工事で予測結果を上回ったが、全ての地点で環境確保条例に基づく勧告基準は下回っております。

予測を上回った理由として、A-3工区土工事では、建設機械の組み立てのためのラフタークレーンが直近の位置で稼働していたこと、B街区外構工事では、仮囲いを撤去し敷地境界付近までの作業を行ったことなどが影響したものと考察しております。

建設機械の稼働に伴う建設作業振動。振動レベル(L₁₀)の事後調査結果は、A-3工区山留工事で予測結果を下回り、A-3工区土工事で予測結果を下回っております。また、B街区外構工事で予測結果を下回り、全ての地点で環境確保条例に基づく勧告基準を下回っております。

その他（土壌汚染）でございます。区道1152号線及びA-1、A-2、TM工区の一部の区域について、土壌汚染状況調査を行った結果、鉛、砒素及びふっ素による土壌汚染が確認されたことから「形質変更時要届出区域」に指定されました。そのうち、A-1、A-2、TM工区の一部の区域については掘削除去の措置が完了し、「形質変更時要届出区域」の指定が解除され、廃道となった区道1152号線についても今後、土壌汚染対策工事を実施する予定でございます。

苦情の有無ですけれども、工事の騒音に関するものが4件ございました。建設機械を防音シートで囲うなどの措置を実施し、その旨を先方に説明する等の対応を行い、理解が得られました。

本件の説明は以上となります。

○森本アセスメント担当課長 続きまして、本日の資料10ページをお願いします。「わらべや日洋株式会社（仮称）新村山工場建設事業」の事後調査報告書について説明します。お手元のホチキスどめの事後調査報告書の2ページをお願いします。

本事業は工場の設置で、この図の中央の網掛けが計画地で、武蔵村山市域と立川市域が混在する形となっております。敷地面積は約3万3,000㎡です。

右の3ページをお願いします。配置計画図及び設備機器設置位置図でございます。建築面

積は1万2,361.11㎡、延床面積は1万4,925.13㎡、建築物の概要としては地上1階建て、一部が2階建て。鉄骨造、高さ11.920mとなっております。

駐車台数は約175台。こちらの図の赤枠での図示のとおり、工事期間は2期ございまして、1期が平成18年4月から平成19年3月、2期が平成29年11月から平成30年11月まで。供用開始予定は、1期が平成19年4月から、2期が平成31年3月からです。

4ページには計画建築物の東西南北それぞれの立面図が示されてございます。本日の資料10ページへお戻りください。事後調査の区分ですが、工事の施行中その3、調査項目・事項は廃棄物で、平成29年10月から平成30年11月までの排出量の調査結果でございます。

調査結果の内容ですが、建設発生土の排出量及びその処理状況は表のとおりでございまして、事後調査結果にあるとおり再利用率は100%となっております。また、建設廃棄物の排出量及びその処理状況は表のとおりで、上から3つ、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、その他がれき類が予測結果を上回っております。理由としては、予測時点では考慮できなかった前土地所有者の地下構造物の撤去によるもの、また、増築の際に生産機能向上の観点から連結部分の見直しを行いまして、1期事業の壁等の一部撤去が発生したためと考察してございます。

苦情はございませんでした。

本件の説明は以上でございます。

○宮田アセスメント担当課長 本日の資料11ページをご覧ください。事業名は「大手町一丁目2地区開発事業」の変更届について説明します。こちらについてもお手元にホチキスどめの資料を用意しておりますので、そちらを御用意ください。

それでは、こちらの資料の2ページをお開きください。計画地の位置図となっております。計画地は千代田区大手町一丁目2番。敷地面積は約2万900㎡、延床面積は約36万1,000㎡となっております。

3ページに施設配置計画を示してございまして、4ページに計画建築物の断面図を示してございます。では4ページをご覧くださいながらお聞きいただきたいと思います。最高高さが約200m。こちらはA棟、B棟あって、B棟のほうが約200mとなっております。主要用途が事務所、ホテル、ホール。工事予定期間が2016年～2021年となっております。

それでは、本日の資料11ページにお戻りいただきたいと思います。変更内容の概略です。変更理由は施工計画の詳細検討の結果、工事予定期間及び供用開始予定を変更するというところで、変更内容としてそれぞれの変更を表に示してございます。

環境影響評価項目の再評価（見直し）結果については、事後調査時期は変更となるが、工法に変更はなく、変更後の最大となる建設機械の稼働台数及び汚染物資排出量並びに工事用車両台数は変更前を下回ることから、工事の施行中の予測・評価の見直しは行わないものとしております。

また、工事完了後の事業計画に変更はないことから、工事の完了後の予測評価の見直しも行わないとしてございます。

本件の説明は以上となります。

続きまして、本日の資料 12 ページをご覧くださいと思います。

事業名が「(仮称) 南町田計画」で、こちらの変更届でございます。

ではこちらも、ホチキスどめの厚い資料ですが、用意しておりますので、こちらを御用意ください。

では、まず規模等についてですが、こちらの資料の 2 ページをご覧ください。

まず、所在地ですけれども、所在地は町田市鶴間 3 丁目 4-1 ほかとなっております。

計画敷地面積は約 8 万 3,770 m²、延床面積は約 15 万 8,000 m²となっております。3 ページに計画地位置図ということで地図で示しているものがございます。

では、本日の資料 12 ページにまたお戻りいただきたいと思います。

変更内容の概略です。変更理由は、実施計画の進捗を踏まえた事業計画の見直しにより、建築計画（敷地面積、建築面積、延床面積、階数、建物形状等）、駐車場計画及び施工計画を変更するという事で、変更内容は 2 に示している表のとおりでございます。どの点が変わったということについて、お手元の冊子で詳しく説明させていただきたいと思います。お手元の冊子の 10 ページ、11 ページをご覧くださいと思います。

10 ページは今回の計画建築物等の配置図【変更後】、11 ページは計画建築物等配置図【変更前】となっております。これをご覧くださいますと、敷地面積が変わったところの理由としては、変更前は左上、それから右下に、中央の計画地の外に駐車場、街区 1 と 2 というものがございましたが、これがなくなったことが大きな要因でございます。また、建築面積の減少については、まず青で示しました商業・駐車場棟ですけれども、こちらも計画段階と比べると規模が縮小されておりますし、それから周辺の商業建物につきましても縮小されております。また駐車場台数につきましても、駐車場街区がなくなったことにより縮小されているということでございます。

続いて 1 ページおめくりいただいて、12 ページ、13 ページをご覧ください。こちらは計画

建築物断面図の【変更後】が12ページ、【変更前】が13ページとなっております。こちらで建物の様子がわかるのですが、13ページの計面前と比べますと、12ページの【変更後】、建物がコンパクトになっております。こちらにより、延床面積が当初18万2,000㎡でしたけれども、15万800㎡となっております。また、最高高さですけれども、13ページの商業・駐車場棟が最高高さということで、24mでしたけれども、12ページの商業・駐車場棟をご覧くださいと20.7mということで、こちらも高さのほうが低くなっています。また、駅街区につきましては、高さが13ページの変更前が25mでしたけれども、これが18.7mということで、高さ方向も低くなっているということでございます。

以上が変更の概略でございます。

では、また資料12ページにお戻りいただきたいと思っております。

環境影響評価項目の再評価（見直し）の結果については、環境影響評価の対象として8項目のうち、大気汚染、騒音・振動、日影、景観、自然との触れ合いの活動の場、廃棄物、温室効果ガスについて予測評価の見直しを行いました。いずれの項目についても評価の指標を満足することから、評価の結論は変わらないということでございます。

本件の説明は以上となります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事後調査報告2件、それから事業計画の変更届について2件、いずれでも結構ですので御質問のある方はお願いいたします。いかがでしょうか。

○森川委員 南町田計画のことで。最初の評価を行ったときには駐車場を含めた評価を行っていたかと思うのですがけれども、その部分が丸々なくなりましたということで、この後の駐車場の予定のところは何がなされるというか、何かほかのものになってしまうとか、そういうことはないのですか。

○宮田アセスメント担当課長 当初予定していた駐車場の予定については、特に伺っておりません。

○森川委員 アセスからは外れてしまうということなのですね。

○宮田アセスメント担当課長 駐車場があるということで、動線であるとか駐車場台数というところに影響がありますけれども、それについてはしっかりと、今回条件を書いて予測したところでございます。

○柳会長 森川委員、よろしいですか。

○森川委員 はい。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

○堤委員 細かいところで申し訳ないのですが、町田の計画なのですが、この冊子の 201 ページ、温室効果ガスのところなのですが、(5) 予測結果のところ温室効果ガス(二酸化窒素) となっていていますが、炭素の間違ひではないかと思しますので、訂正をいただければと思います。よろしくお願ひします。

○柳会長 事務局、いかがでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 明らかに誤記だと思われるので修正するように伝えます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 浜松町西口周辺開発計画の事後調査報告なのですが、54 ページになりますかね、土壤汚染調査の結果、鉛、砒素、ふっ素が環境基準を超えている。砒素は特に環境基準の最大で 4.4 倍ということですが、環境基準を超えた、主に区道の 1152 号線のところ、次の図を見ると主なのかなと思いますが、どういう理由でこういう汚染物質がここで認められたのか、おわかりになれば教えていただきたいと思ひます。

○宮田アセスメント担当課長 その件につきましては、事業者のほうから、由来については伺っておりません。

○柳会長 小堀委員、よろしいですか。

○小堀委員 区道は駅の真ん前ですよ。ここだけの話なのか、過去の区道が全面的にこういうような状況なのかということも懸念材料でありますので、もしわかればお教ひいただければと思ひています。今でなくて結構です。

○宮田アセスメント担当課長 では事業者のほうに確認したいと思ひます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 今の小堀委員の、浜松町の 55 ページでしたでしょうか、今の御指摘を追い切れていなかったのですが。

○小堀委員 履歴がどういう場所であったかというのを知りたいということです。

○佐々木委員 砒素の場合には、東京湾に近いところは有楽町層、自然由来の砒素がかなりあるので、深いところになりますと必ずしも何らか、人の人為的な汚染原因だけではないので、その辺は地歴等をしっかりと事業者と検討していただければいいと思ひますが、多分自然由来の可能性もあるのかなと思ひます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。日下委員、どうぞ。

○日下委員 浜松町の事後調査報告書なのですが、調べた日が 6 月中旬から下旬ぐらいにな

っているので、大気汚染の場合、風はもちろん大事なのですが、このときはちょうど台風からかわった熱低が来ていたりとか雨が降っていたりとかしているんで、それもかなり大気汚染には効いてくるので、何か一言書いておいたほうがよかったのではないかと思います。

○柳会長 事務局、いかがでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 どのような表現を。

○日下委員 予測と違ったということは書いてありますし、この日が南風だったとか書いてあるのですけれども、せめて雨が降っていたとか台風から低気圧にかかわった、擾乱が来ていたとか、そういうことは一言書いておいてもいいのではないかと思います。事後調査のところです。

○宮田アセスメント担当課長 その辺はまた事業者に伝えたいと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。御発言がほかにないようですので、受理関係についてはこれで終わりたいと思います。

そのほか何かございますでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして、本日の審議会を終わります。皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午前 11 時 10 分 閉会)